

J R東海労幹関西地「申」第 27号
2022年3月29日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

新型コロナウイルス感染症に伴う就業制限等に関する申し入れ

新横浜駅で罹患した社員に対して管理者から「勤務は年休か欠勤しかない」と発言し、誤った認識を持った管理者がいた。そのことから他職場でも同じような認識の管理者が存在し、罹患者や濃厚接触者が欠勤扱いで対応された社員がいるのではないかと組合は認識している。

従って、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. コロナウイルス感染症における、勤務は年休（保存休暇含む）、私傷病休暇、就業制限があることを、現場の管理者に再徹底すること。
2. 感染者や濃厚接触者が発生した職場で、当該社員に対して欠勤として扱っていないか調査すること。また、欠勤として取り扱いされた社員が発生した場合には、就業制限されたものとして60/100を追加給付すること。
3. 賃金規程第126条第1項の60/100の計算方法・計算式を明らかにすること。

以上